

仙台訪日団体ツアーバス助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が、海外の旅行会社が仙台市を目的地に含み、市内に宿泊滞在する団体ツアー商品を造成・送客する際に、そのツアーバス代金の一部を助成することにより、仙台市へのインバウンド団体旅行誘致、市内の宿泊施設や観光施設等の利用促進を図り、観光消費の最大化と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(交付対象者及び交付要件)

第2条 仙台訪日団体ツアーバス助成金（以下「助成」という。）の交付対象者は、次の各号の要件を全て満たす団体ツアー（以下「ツアー」という。）を実施した海外の旅行会社や日本国内のランドオペレーターとする。

- (1) 海外からの「観光」を目的とした旅行商品であること。
- (2) ツアー催行人数が15人以上（添乗員、ガイド、運転手等関係者は除く。）であること。
- (3) 貸切バスを全行程あるいは行程の一部で利用すること。
- (4) 仙台市内に2泊し、且つ仙台市内観光を1か所以上行程に含むこと。

若しくは、仙台市内に1泊し、且つ仙台市内観光を2か所以上行程に含むこと。

※「仙台市内に2泊」は連泊でなくても可。

※「仙台市内観光」とは、仙台市内の観光施設、飲食施設（ホテルでの朝食利用を除く）を団体で訪問し観光または利用することを指す。（施設の有料・無料は不問）

- (5) 仙台市、および宮城県から当該年度内において本助成へ申請する経費に対して助成を受けていないこと、また受ける見込みがないこと。
- (6) (公財) 仙台観光国際協会の「令和8年度仙台企業会議・報奨旅行開催助成」に申請していない旅行商品であること。
- (7) 協会の理事長（以下、「理事長」という。）が適切と判断したこと。

(申請者)

第3条 申請者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (1) ツアーを企画・販売する海外の旅行会社
- (2) 第1項(1)からの依頼に応じて当該ツアーの企画・手配等を行う日本国内のランドオペレーター

2 1件のツアーに対して、申請者は1社のみとする。

※同一内容のツアーを1か月以内に複数回に分けて実施する場合は、1件としてカウントする。

3 ツアー参加者の宿泊施設の利用は、同一の宿泊施設にて宿泊することを原則とするが、同一施設が満室等のやむを得ない事情がある場合、分宿での申請を認めることとする。

4 第1項(2)に掲げる者が申請する場合は、ツアーの企画・販売元の旅行会社名、支店名を明確にすること。

(助成対象経費)

第4条 助成対象とする経費は、ツアーで使用する貸切バスの費用とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、以下の額とする。ただし、助成金額は申請する助成対象経費の実績額を超えないものとする。

- 2 バス1台につき150,000円とする。なお、協会の賛助会員であるバス会社を使用する場合は1台につき50,000円加算する。
- 3 交付対象期間内における同一の旅行会社・支店への助成は、計2回まで、総額600,000円までとする。
- 4 ランドオペレーターが申請する場合はこの限りではないが、第3条 第4項にあるとおり、ツアーの企画・販売元の旅行会社名、支店名を明記すること。

(交付対象期間)

第6条 助成金の交付対象期間は、2026年6月1日～2027年2月5日までに実施し終了するツアーとする。(R8.10.1改正)

(助成金の交付申請)

第7条 申請者は、ツアーの実施予定日の原則1か月前までに、仙台訪日団体ツアーバス助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 申請書(様式第1号)
 - (2) 行程表を含む旅行概要(行程表が含まれていれば企画書も可)
 - (3) バス経費の見積書の写し
 - (4) その他理事長が必要と認める書類
- 2 同一内容のツアーを1か月以内に複数回に分けて実施する場合は、最初の交付申請時に実施回数分をまとめて1件として交付申請すること。

(助成金の交付決定)

第8条 助成金の適正な運用を期するため、理事長は、助成金の交付申請があったときは、定める要件を満たすものであるかを提出された書類により審査し、交付の決定をするものとする。ただし、審査は申請到着順に行うものとし、当該年度の予算額を超えて交付することはできない。

- 2 同日の申請において、第5条の規定により算出した予定の助成額の総額が予算額を超えた場合は抽選により助成する事業を決定するものとする。
- 3 交付決定した事業については、仙台訪日団体ツアーバス助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 申請者は、申請書提出後に、ツアーの実施内容について変更が生じた場合は、軽微な変更である場合を除き、仙台訪日団体ツアーバス助成金事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の変更承認申請がなされた場合は変更内容を審査し、変更事項及び交付に関する変更事項を、仙台訪日団体ツアーバス助成金事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第10条 申請者は、ツアー実施の終了後1か月以内に、仙台訪日団体ツアーバス助成金事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して理事長に実績報告をしなければならない。

(1) バスの運行証明書又は準ずるもの（運送引受書等）

(2) 宿泊施設の宿泊証明ができる書類または宿泊証明書（様式第6号）

(3) 行程表（実績）

(4) 観光施設等の利用を証明する書類（施設利用時の領収書、またはバスの立ち寄り記録等）

(5) 請求書（様式第7号）

(6) 振込先の確認ができる書類（通帳コピーや、振込口座・振込先名義人である会社名が記載されているもの）

(7) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長が申請内容と実績報告に顕著な差異があると判断した場合は、申請者は別途その理由を記載した報告書を提出しなければならない。

(助成金額の確定及び交付)

第11条 理事長は第10条による報告を受けたときは、その内容を審査のうえ、適切と認める場合は仙台訪日団体ツアーバス助成金確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知し、決定した助成金を当該請求書に基づき交付する。

(交付決定の取消又は助成金の返還)

第12条 理事長は、次の各号に該当すると認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部の取消、若しくは既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第9条に定める書類の提出があり、ツアーが中止となったとき。

(2) 実績において第2条の助成対象の条件を満たさなかった場合。

(3) 申請事項、報告事項等に虚偽の記載があったとき。

(4) 本要綱に定める事項に違反したとき。

(5) 申請に関係することにおいて法令違反があったとき。

(6) その他理事長が不適切と認める場合。

- 2 当該ツアーが中止、又は縮小となった場合には、その理由にかかわらず、それにより生じる費用について協会は負担しないものとする。

(検査・確認等)

第13条 理事長は、助成金の適正な運用を図るため、必要があるときには申請者に対して申請書類及び添付書類等、提出書類の内容について説明を求めることができる。また、利用施設（宿泊施設・バス会社・観光施設等）への確認を行うとともに、助成金の会計処理について帳簿書類等の提出を求めることができる。

(委任)

第14条 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（施行期日）

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年10月1日改正）

この改正は、令和8年10月1日から施行する。